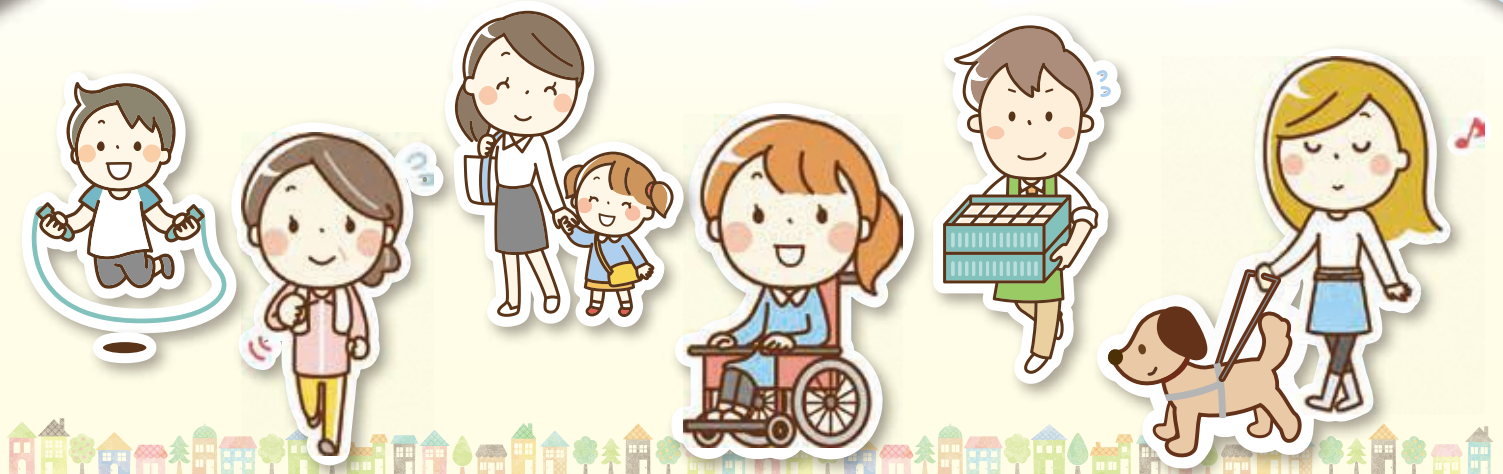


しょうがいのある人もない人も共に生きる社会をつくらう
 ~共生する山形へ~

こころ

ひろ
 広げよう

心のバリアフリー



しょうがい理由とする好ましくない対応・態度とは

やむを得ない理由もなく、ただ障がいがあるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることは好ましくありません。



アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。



スポーツクラブやプールなどを利用しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。

しょうがいのある人への必要な配慮(合理的配慮)とは

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいの特性に合わせた配慮をすることが大切です。



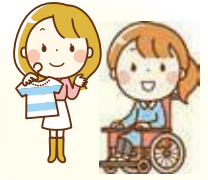
聴覚障がいの人に対して、筆談で伝えるなどの対応をする。



視覚障がいの人に対して、書類を読み上げて内容を伝えるなどの対応をする。



身体障がいの人などに対して、移動しやすくするために、扉を開ける、車イスを押す、段差にスロープを用意するなどの手助けをする。



身体障がい、視覚障がいの人などに対して、買物をする時、店員が案内したり、棚の品物を取ってあげるなどの手助けをする。



知的障がいのある人などが理解しやすいように、書類にふりがなを付けたり、難しくない言葉やわかりやすい表現を使用する。



障がいのある人が働きやすいように、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。

ヘルプマークを知っていますか?

援助を必要とする方のためのマークです



- このマークを見かけたら
- ・席をゆずる
- ・困っていたら声をかける
- など、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは、山形県庁、各総合支庁、市町村などで配布しています。

12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です。